

廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費

77百万円(77百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

近年、アジアの急速な経済発展に伴う資源需要の増大等を背景に、循環資源の国際移動が活発化している。

循環資源や中古製品の輸出入においては、不法な輸出入や不適切なリサイクルに伴う環境汚染の懸念から、開発途上国を中心に厳しい輸入規制や禁止措置が取られている。アジアにおける循環型社会の構築と適正な国際資源循環の推進に向けて、循環資源の有効利用と安定的確保を図る上では、その前提条件として不法な輸出入を防止し、各国の税関職員との対話促進等により水際での管理体制の信頼性を高める必要がある。

本事業は、バーゼル条約及び国内関係法令に基づく廃棄物等の輸出入管理の徹底・強化を図るとともに、アジア各国と協力して、地域全体での不法輸出入防止に向けた監視体制の能力強化を図ることを目的とする。

2. 事業計画

(1) バーゼル条約対策

引き続き、バーゼル法に基づく規制対象物について、相手国との見解が分かれ、国際的紛争の原因となることを防ぐため、規制対象廃棄物の判断基準の明確化を行うとともに、近年の中国等の途上国向けに廃棄物等を輸出しようとする事案の増加を踏まえた相手国の関係法制度・運用状況に関する調査を行い、バーゼル条約及び国内関係法令に基づく廃棄物等の輸出入管理の徹底・強化を図る。

(2) アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討

引き続き我が国が主宰する「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」を活用したアジア地域全体でのバーゼル条約の施行能力向上等の取組を進めるとともに、新たに各国の税関職員及び関連国際機関等との対話促進や訓練強化等の活動を展開する。

(3) バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討

非OECD加盟国への有害廃棄物の輸出を禁止するバーゼル条約95年改正に係る議論に対し、我が国スタンスの論拠となる情報収集とデータの解析・評価に基づき、近年の情勢変化に対応した戦略策定のための検討等を行う。

3. 施策の効果

<アウトプット>

- ・バーゼル条約規制対象物に関する判断基準
- ・締約国規制状況やアジア各国の関係法令等データベース（ウェブサイト上に掲載）
- ・輸出入事業者等に対するバーゼル法等周知目的のポスター・冊子
- ・アジアワークショップの定期開催、各国の状況やアジアネットワークにおける活動等を集約したウェブサイト 等

<アウトカム>

- ・廃棄物等の不法輸出入の未然防止
輸出入事業者等のバーゼル法等に係る義務への理解の促進
不法輸出入防止に関するアジア各国間のネットワーク強化
アジア各国のバーゼル条約当局、税関当局の施行能力向上
- ・条約の有効性を高めるための国際的議論への貢献 等